

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	ひとり親家庭等の医療費助成関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

磐田市は、ひとり親家庭等の医療費助成関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

静岡県磐田市長

公表日

令和5年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等の医療費助成関係事務
②事務の概要	・磐田市ひとり親家庭等医療費助成要綱(平成17年磐田市告示第81号)に基づき、ひとり親家庭等に対しその医療を受けるのに必要な費用の一部の助成を行う。 ・特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び磐田市ひとり親家庭等医療費助成要綱に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行う。 ①磐田市ひとり親家庭等医療費助成金受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務(磐田市ひとり親家庭等医療費助成要綱第5条) ②磐田市ひとり親家庭等医療費助成金受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務(磐田市ひとり親家庭等医療費助成要綱第6条) ③磐田市ひとり親家庭等医療費助成金受給者証の変更届に係る事実についての審査に関する事務(磐田市ひとり親家庭等医療費助成要綱第13条)
③システムの名称	・GPRIME 福祉総合 母子家庭等医療費助成システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子医療関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び磐田市個人番号の利用に関する条例(平成27年磐田市告示第39号)第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	※令和5年6月確認
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1 磐田市役所 広報広聴・シティプロモーション課 市民相談センター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒438-0077 静岡県磐田市国府台57番地7 磐田市役所 こども未来課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月15日	2. 特定ファイル名	自立支援医療関係ファイル	母子医療関係ファイル		
平成28年1月15日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月21日 時点	平成28年1月15日 時点		
平成28年1月15日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月21日 時点	平成28年1月15日 時点		
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	子育て支援課長 山内 秋人	子育て支援課長 高比良 紀恵子	事後	人事異動による
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	広報広聴課	広報広聴・シティプロモーション課	事後	組織変更による
平成28年4月28日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年1月15日 時点	平成28年4月28日 時点		
平成28年4月28日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年1月15日 時点	平成28年4月28日 時点		
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	①子育て支援課	①こども未来課	事後	機構改革による
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	②子育て支援課長	②こども未来課長	事後	機構改革による
平成31年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	〒438-0077 静岡県磐田市国府台57番地7 磐田市役所 子育て支援課	〒438-0077 静岡県磐田市国府台57番地7 磐田市役所 こども未来課	事後	機構改革による
令和2年4月1日	特定個人情報保護評価書 全 般	母子家庭等の医療費助成関係事務	ひとり親家庭等の医療費助成関係事務	事後	制度名の変更による
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	磐田市母子家庭等医療費助成要綱 磐田市母子家庭等医療費助成金受給者証	磐田市ひとり親家庭等医療費助成要綱 磐田市ひとり親家庭等医療費助成金受給者証	事後	制度名の変更による
令和2年4月1日	4. 法律上の根拠	番号法第19条第14条	番号法第19条第16号	事後	